

業務委託契約の適正な履行について

苫小牧市

本市では、地元企業の優先活用、適切かつ合理的な範囲での分離分割発注等により、地元企業の受注機会の拡大に努めているところです。

平成19年度からは、人件費の占める割合の高い業務委託において、契約内容に適合した履行の確保、労働者への適正な賃金の支払いを目的に、最低制限価格を設けることができるようにしており、業務の適正履行及び品質確保のためには、労働者に対する適正な労働条件の確保が非常に重要と考えております。

こうした趣旨を御理解のうえ、以下の事項に十分留意していただき、業務を実施してください。

1 地元業者（苫小牧市内企業）の優先活用

- 本市では、地元企業の優先活用、適切かつ合理的な範囲での分離分割発注等により地元企業の受注機会の拡大に努めておりますので、御理解いただき、可能な限り地元業者を活用するよう配慮をお願いします。

2 雇用契約の締結

- 労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金、労働時間、休日等の労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。
- 労働者の雇用に当っては、地域の活性化にもつながることから、地元労働者及び季節労働者の雇用に配慮をお願いします。

3 業務計画書の作成と従事者等の適正配置

- 業務計画書を作成する場合は、業務の履行に必要な資格、技術力を有する労働者を確保し、労働者にあらかじめ明示した労働条件に基づき、配置人員、スケジュール等が適正なものとなるよう留意してください。

4 各種保険の加入

- 各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康（医療）保険、厚生年金保険）への加入及び適正な掛金の納付に努めてください。

※ 法定保険等は、法人・個人事業主の別や規模等により加入すべき保険が異なります。都道府県の社会保険労務士会による無料相談窓口が設置されています。
北海道社会保険労務士会 電話：011-520-1951（原則、コールバック対応）

5 労働者への賃金の支払い

- 労働者の賃金等は、あらかじめ明示した労働条件に基づき、適切に支払うようにしてください。
- 最低賃金の改正に適切に対応してください。最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。本人の同意があっても最低賃金を下回ることとはできません。
- 最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

6 労働時間の厳守

- 労働基準法に基づき、1週間の労働時間は40時間とされておりますので、厳守してください（法定労働時間）。

7 有給休暇の付与

- 労働基準法により、雇い入れ日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（する予定の者）には、最低10日の年次有給休暇を付与することとされています。
- 季節労働者を雇用した場合、有給休暇の付与（前倒し付与を含む。）などが図られるよう努めてください。

8 働き方改革関連法の順次施行

- 働き方改革関連法が順次施行されていることに留意してください。
- ※ 時間外労働の上限規制（月45時間、年360時間）
（施行：2019年4月1日～）（※中小企業は2020年4月1日～）
- ※ 年次有給休暇の確実な取得（毎年5日、時季を指定）（施行：2019年4月1日～）
- ※ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差（基本給や賞与など）の禁止
（施行：2020年4月1日～）（※中小企業は2021年4月1日～）
- ※ 1か月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が5割以上
（施行：2019年4月1日～）（※中小企業は2023年4月1日～）

9 事故防止

- 従事者等への安全教育、設備の点検等を行い、事故防止に万全を期してください。

10 関係者への配慮

- 業務の協力業者に対しても、必要に応じて、上記1から10までの事項に準じた配慮をお願いします。

11 暴力団等の排除

- 苫小牧市では、苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例及び苫小牧市暴力団等排除措置要綱に基づき、公共事業から暴力団等の排除に取り組んでいます。

12 その他

- 上記の各項目や契約に関する不履行、違法行為等があった場合は、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領等に基づく指名停止等を行うことがあります。

（令和6年3月）